

別記様式第3号（第8条関係）

【議会基本条例第10条第1項関係】

政策等情報の説明資料

令和4年6月定例会

	議案第44号 交野市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例 について	政策等 の区分	計画 ・ 事業 ・ 条例 その他（ <input type="checkbox"/> ）			
〈政策等の概要〉	〈他の自治体の類似する政策等との比較〉					
新型コロナウイルス感染症による傷病手当について、「大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例」に定めがあり、本市条例においても定める。	他市も同様の改正を行う。					
	〈財源措置の状況〉（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円）					
	総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源
〈政策等を必要とする背景〉	〈将来にわたる効果及びコストの状況〉					
令和4年4月1日付で、「大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例」の一部が改正により、同条例の附則第3条及び第4条が削除され、第5条及び第6条が第3条及び第4条に繰り上げられたことに伴い、交野市後期高齢者医療に関する条例を改正する必要があるため。	本件改正内容が条文表記の改正であることから影響ないと考える。					
〈提案に至るまでの経緯〉	〈総合計画等の整合〉					
令和4年4月1日 大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の施行	“かたのサイズ”をめざす像 （主要3つ）		11. 困難を抱えている人をみんなで支えあっている 12. 安心して子供をお産み育てることができる 16. 病気にならないよう予防や衛生環境に気をつけている			
	○その他の計画（該当する場合のみ）					
	計画名称					
	策定年度					
〈市民参加の状況〉	計画期間					
有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無 （パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）						
〈政策等の実施時期〉		公布の日				
担当部局		担当課		添付資料（有の場合は、その名称）		
市民部		医療保険課		<input checked="" type="checkbox"/> ・ 無 新旧対照表等		

議案第44号 交野市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する 条例について

1. 条例改正の目的

大阪府後期高齢者広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正に伴い、所要の改正を行う。（施行期日：公布の日）

2. 条例改正の内容

大阪府後期高齢者広域連合の条例改正に伴い、本市においても大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例を引用しているため、下記のとおり改正を行うもの。

現行	改正案
交野市後期高齢者の医療に関する条例 第2条第8号 広域連合条例 附則第5号第1項 に規定 する傷病手当金の支給に係る申請書の 提出の受付	交野市後期高齢者の医療に関する条例 第2条第8号 広域連合条例 附則第3号第1項 に規定 する傷病手当金の支給に係る申請書の 提出の受付

交野市後期高齢者医療に関する条例（平成20年条例第14号）新旧対照表

新	旧
<p>(交野市において行う事務)</p> <p>第2条 交野市は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第6条及び第7条に規定する事務のほか、次の各号に掲げる事務を行うものとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 広域連合条例附則第3条第1項に規定する傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付</p> <p>(9) (略)</p>	<p>(交野市において行う事務)</p> <p>第2条 交野市は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第6条及び第7条に規定する事務のほか、次の各号に掲げる事務を行うものとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 広域連合条例附則第5条第1項に規定する傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付</p> <p>(9) (略)</p>